

那珂川市こども医療費の支給に関する条例(平成24年3月29日条例第7号)によるこども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	那珂川市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1 : 子どもの医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	那珂川市こども医療費の支給に関する条例(平成24年3月29日条例第7号)によるこども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	8	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	13	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		那珂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 1項 那珂川市こども医療費の支給に関する条例(平成24年3月29日条例第7号)によるこども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第一条	那珂川市こども医療費の支給に関する条例(平成24年3月29日条例第7号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	(全て児童)は、(児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される)権利を有する。	この条例は、子どもの医療費の一部をその保護者に支給することにより、その疾病的早期発見と治療を促進し、もって(子ども)の(保健の向上と福祉の増進を図ること)を目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		那珂川市こども医療費の支給に関する条例(平成24年3月29日条例第7号) 那珂川市こども医療費の支給に関する条例施行規則(平成24年6月29日規則第28号)
--------------	--	---

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	那珂川市こども医療費の支給に関する条例第5条
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	那珂川市こども医療費の支給に関する条例第5条の規定による受給資格の認定又は申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号11	那珂川市こども医療費の支給に関する条例第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号12	那珂川市こども医療費の支給に関する条例第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号13	那珂川市こども医療費の支給に関する条例第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号15	那珂川市こども医療費の支給に関する条例第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号ニ	那珂川市こども医療費の支給に関する条例施行規則第2条第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

2.事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項3号	那珂川市こども医療費の支給に関する条例第4条
事務の内容	児童福祉法第十九条の七の小児慢性特定疾病医療費の支給の調整に関する事務	那珂川市こども医療費の支給に関する条例第4条の規定によるこども医療費の支給の調整に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項3号1	那珂川市こども医療費の支給に関する条例第4条第1項
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項3号2	那珂川市こども医療費の支給に関する条例第4条第1項
-------	----------------------	---------------------------

②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項3号3	那珂川市こども医療費の支給に関する条例第4条第1項
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める利用特定個人情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項3号4	那珂川市こども医療費の支給に関する条例第4条第1項
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める利用特定個人情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項3号5	那珂川市こども医療費の支給に関する条例第4条第1項
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報6

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項3号6	那珂川市こども医療費の支給に関する条例第4条第1項
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者

③提供を求める利用特定個人情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報
-----------------	-----------------------------	-----------------------------

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号	那珂川市こども医療費の支給に関する条例第9条
事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	那珂川市こども医療費の支給に関する条例第9条の規定による変更の認定に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号11	那珂川市こども医療費の支給に関する条例施行規則第10条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号12	那珂川市こども医療費の支給に関する条例施行規則第10条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号13	那珂川市こども医療費の支給に関する条例施行規則第10条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号15	那珂川市こども医療費の支給に関する条例施行規則第10条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

届出日	2024年09月26日
独自利用事務の対象者	那珂川市の区域内に住所を有する親権を行う者、後見人その他の者で、こどもを現に監護するもの
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月25日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	24
保護評価書の名称	こども医療受給資格認定・更新事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E9%82%A3%E7%8F%82%E5%B7%9D%E5%B8%82&ev_name=%E3%81%93%E3%81%A9%E3%82%82%E5%8C%BB%E7%99%82%E5%8F%97%E7%B5%A6%E8%B3%87%E6%A0%BC%E8%AA%8D%E5%AE%9A%E3%83%BB%E6%9B%B4%E6%96%B0%E4%BA%8B%E5%8B%99&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=4&opn_date_from_year=6&opn_date_from_month=7&opn_date_from_day=23&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=10&opn_date_to_day=23&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	